

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が通所給付の受給者だった場合、死亡日をもって受給者の変更が必要となります。 また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却が必要となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスの受給者だった場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却が必要となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

MEMO

7. 障害に関する手続き

交通費助成（タクシー費・ガソリン費）を受けていた

手続き 受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が交通費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

下水道使用料（料金）の障がい者減免を受けている

手続き 減免の解除

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が以下のいずれかの手帳をお持ちで、下水道使用料の障がい者減免を受けていた場合、減免の解除手続きが必要です。 ・身体障がい者手帳（1級または2級） ・精神障がい者保健福祉手帳（1級） ・愛の手帳（1度または2度） ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	【上下水道の中止・変更がある場合】 東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 （ナビダイヤル） 【その他の場合】 多摩市下水道課 （第二庁舎 1 階） ☎ 042-338-6842

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払い分の児童手当の請求手続きと、新たにお子様を養育する方へ児童手当の受給者を変更する手続きが必要となります。	原則、児童手当の受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【新たに児童手当受給予定の方】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 【お子様（児童手当の対象児童）】 <input type="checkbox"/> お子様名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票もしくはパスポートのコピーが必要となります。	児童手当の受給者が亡くなった後、新たに対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

子ども医療費助成制度の保護者となっていた

手続き 保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなった場合、新たにお子様を養育する方へ保護者を変更する手続きが必要となります。	60日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 今お持ちのお子様の医療証 <input type="checkbox"/> お子様の健康保険証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	手続き可能な人 新たに対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

8. 子どもに関する手続き

児童扶養手当・児童育成手当を受給していた

手続き 未支払い手当の請求手続き

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、支給対象児童へ支払われます。別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童名の金融機関の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、消滅届の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた方が亡くなった場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

手当や医療費助成制度の対象児童が亡くなった（児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・子どもの医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度）

手続き 手続きは特にありません

手続き詳細	期 限
手当は、死亡日の属する月までが支給され、医療費助成は、失効します。手続きはありません。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

お子さんが保育園・幼稚園に入園(申請)している（子育てのための施設等利用給付やほか補助金の交付を受けている等を含む）

手続き 退所届・入所申請の取り下げ・世帯構成の変更など

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園に入園（または申請）していた園児が亡くなった場合、退所届（または入所申請の取下書）が必要となります。 ・世帯に属する方、または同一住所にお住まいの方が亡くなった場合、世帯構成の変更などの手続きが必要となります。 	死亡日の属する月中
	手続き可能な人
	乳幼児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6850

8. 子どもに関する手続き

お子さんが学童クラブに入所(申請)している

手続き 退所届・入所申請の取り下げ・世帯構成の変更など

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブに入所(または申請)していた児童が亡くなった場合、退所届(または入所申請の取下書)が必要となります。 世帯に属する方が亡くなった場合、世帯構成の変更などの手続きが必要となります。 	死亡日の属する月中
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	児童青少年課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6884 または所属の学童クラブ

お子さんに関して受けられる手当・助成等の確認、相談

手続き お子さんの手当などの相談

手続き詳細	期 限
次に該当する可能性があります <ul style="list-style-type: none"> 児童手当 子ども医療費助成制度 児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成制度 	速やかに
	手続き可能な人 新たに対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6851

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用中止（解約）、使用名義変更（契約変更）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合は、資源循環推進課にお知らせください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	エコプラザ多摩 (資源循環推進課) ☎ 042-338-6836

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 多摩清掃工場へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
多摩清掃工場には、粗大ごみと可燃ごみが搬入できます。粗大ごみの搬入には、お申し込みが必要です。事前に粗大ごみ専用ダイヤルまでお問い合わせください。 ※多摩清掃工場へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（多摩市内に限る）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、多摩清掃工場の受付に提示してください。	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的に親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	粗大ごみ専用ダイヤル ☎ 042-375-9713

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用除却申請の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 <input type="checkbox"/> 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路交通課 ☎ 042-338-6860

水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、その旨を届け出て市と協議してください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族など(詳細は市にお問い合わせください)</p>
<p>必要なもの</p> <p>【水路占有許可の名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占有等権利譲渡承認申請書、その他市が求める資料</p> <p>【水路占有許可の名義の変更（相続される場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 公共物占有等地位承継届、その他市が求める資料</p> <p>【水路占有許可の廃止】</p> <p>占有許可の失効、終了、廃止の時はその旨を速やかに届け出て市と協議してください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>下水道課 (第二庁舎 1 階) ☎ 042-338-6845</p>

犬を飼っている

手続き 犬の登録変更（飼い主）

手続き詳細	期 限
<p>犬の登録変更</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新たな犬の飼い主</p>
<p>必要なもの</p> <p>なし</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>コミュニティ・生活課 (第二庁舎 2 階) ☎ 042-338-6803</p>

10. その他の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅の返還または承継の手続き

手続き詳細	期 限
※状況により大きく異なるので、お問合せください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
※必ず届出が必要です。お問い合わせください。	都市計画課(東庁舎) ☎ 042-338-6817

大気汚染医療費助成 マル都医療券を持っている

手続き 資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	なし
	手続き可能な人
	大気汚染医療費助成 マル都医療費券をお持ち の方の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マル都医療券	福祉総務課(本庁舎2階) ☎ 042-338-6889

被爆者手帳を持っている

手続き 被爆者用死亡届及び葬祭料支給申請書の記入

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	亡くなられた後、5年間
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	福祉総務課(本庁舎2階) ☎ 042-338-6889

被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方

手続き 被爆二世用死亡届の記入

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方の親族
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	福祉総務課(本庁舎2階) ☎ 042-338-6889

亡くなられた方のご家族の各種手続き

保険

勤務先の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する(74歳以下の方)

手続き 国民健康保険の加入・保険証の交付

手続き詳細	期 限
手続きが必要になります。問い合わせ先にご確認ください。	資格喪失日より14日以内
	手続き可能な人
	世帯主、加入予定の方 または同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ご家族でも別世帯の方は新たに世帯主になる方からの委任状	保険年金課(本庁舎1階) ☎ 042-338-6824

国民健康保険に加入していて世帯主が変わる場合

手続き 新しい国民健康保険証の交付

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	世帯主に変更があったとき から14日以内
	手続き可能な人
	世帯主、世帯主が変更される方、同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更前の保険証 <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 別世帯の方が来庁されるときは委任状	保険年金課(本庁舎1階) ☎ 042-338-6824

年金

亡くなられた配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方 (20歳以上 60歳未満の方)

手続き 国民年金の加入

手続き詳細	期 限
<p>厚生年金加入中の配偶者の扶養から外れたときは、国民年金の加入手続きが必要です。</p> <p>※国民年金保険料の納付が難しい場合は、免除・納付猶予制度があります。希望される方はご相談ください。(出張所では対応不可)</p>	資格喪失日より14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」</p> <p><input type="checkbox"/> 年金番号またはマイナンバーがわかるもの</p> <p>※国民健康保険の加入と同時に手続きする場合は、証明書1通で兼用可能</p>	同一世帯の方
	問い合わせ先
	<p>保険年金課 (本庁舎 1階)</p> <p>☎ 042-338-6844</p>

受け取れる年金の有無について確認とご相談

手続き 受け取れる年金の有無について確認とご相談

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、必要な手続きや受け取れる年金の種類や提出書類が異なります。</p> <p>亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方の加入されていた年金制度などにより問い合わせ先が異なります。</p> <p>P14・P15 をご確認ください。 (年金に関する手続き)</p>	

亡くなられた方のご家族の各種手続き

子ども

お子さんの保育園の入所を希望する

手続き 保育園入所申請

手続き詳細	期 限
入所希望月の各受付期間に申請してください。	入所を希望する月の各受付期間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 入所申請書類一式 <input type="checkbox"/> 就労証明書など ※保育を必要とする要件などにより異なる部分があります。詳しくは多摩市公式ホームページなどで「多摩市保育所等入所のおしり」をご確認ください。	入所を希望する乳幼児の保護者
	問い合わせ先
	子育て支援課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6850

お子さんの学童クラブの入所を希望する

手続き 学童クラブ入所申請

手続き詳細	期 限
入所を希望する前月10日が申請締切になります。	入所を希望する月の前月10日
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 入所申請書 <input type="checkbox"/> 学童健康調査表 <input type="checkbox"/> 在職証明書など ※要件などにより異なる部分があります。詳しくは多摩市公式ホームページなどで「多摩市学童クラブ入所申請のご案内」をご確認ください。	入所を希望する児童の保護者
	問い合わせ先
	児童青少年課(本庁舎4階) ☎ 042-338-6884

相続

女性

手続き 女性のための法律相談

手続き詳細	期 限
TAMA女性センターでは、女性を取り巻く様々な法律問題に関する面接相談を行っています。弁護士（女性）がお話を伺います。 毎月第3水曜日9時30分～12時00分（1人につき相談時間30分） 女性のための法律相談は予約が必要です。 TAMA女性センター（☎ 042-355-2110）までお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族の方 親族で女性の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	TAMA女性センター （ヴィータ・コミュニェ7階） ☎ 042-355-2110

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
他の医療保険への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	日野税務署 ☎ 042-585-5661
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明証

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し

遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店等をお願いするため、事前にどこをお願いするか決めておきます。

5 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

コミュニティ・生活課

☎ 042-338-6803

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	多摩中央警察署 ☎ 042-375-0110 府中運転免許センター ☎ 042-362-3591
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	南多摩保健所 ☎ 042-371-7661
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 日野税務署 ☎ 042-585-5661
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	東京法務局府中支局 ☎ 042-335-4753
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

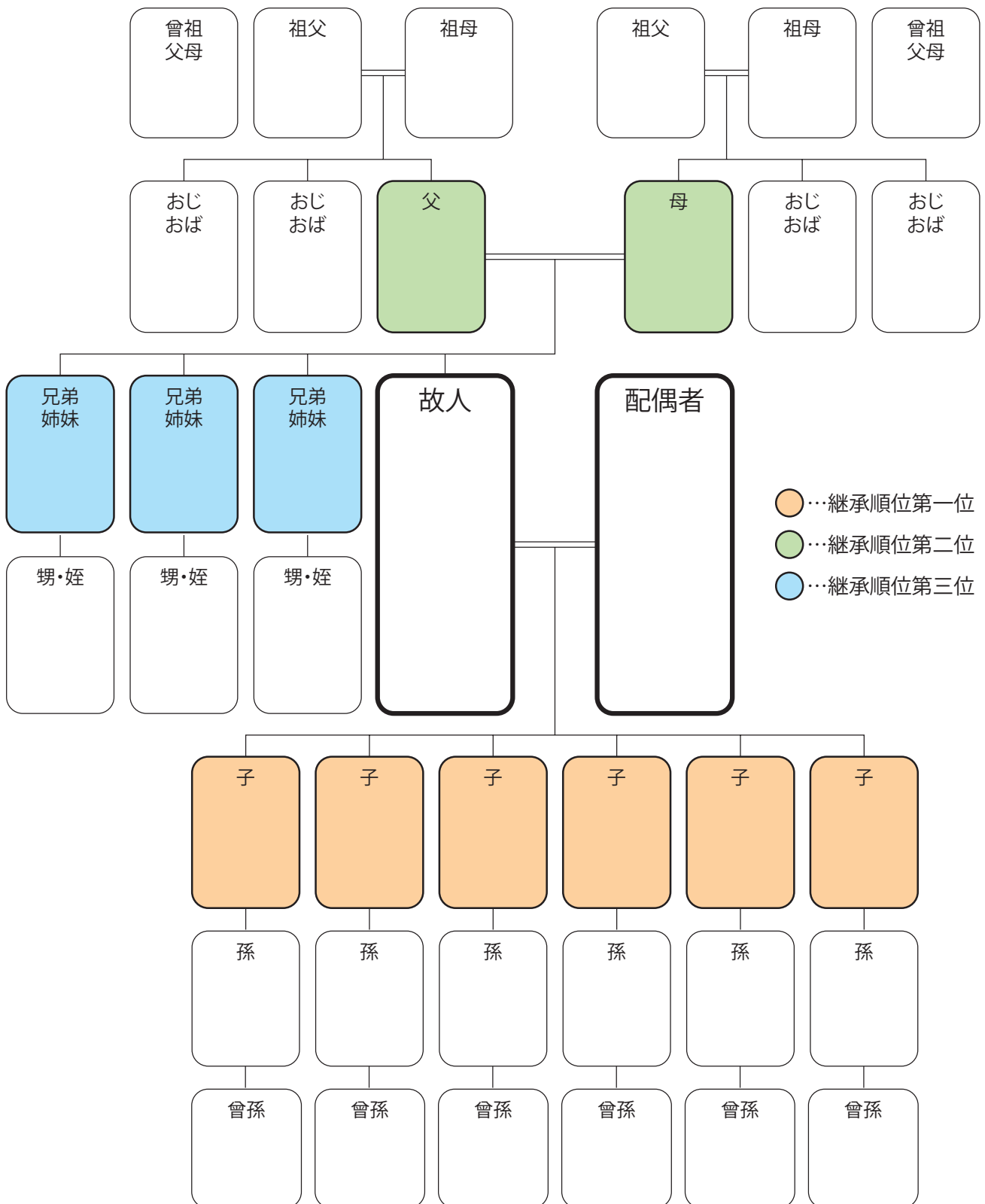
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

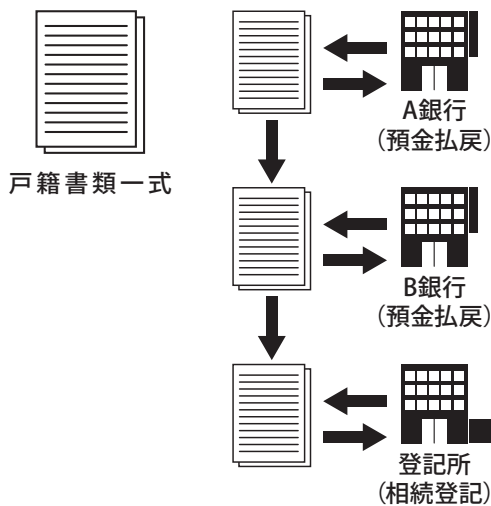
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

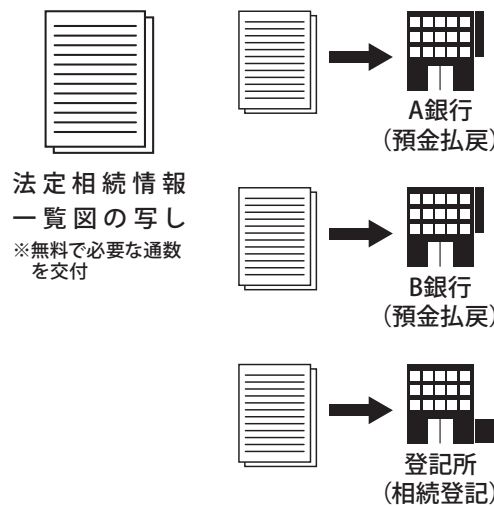
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

専門相談のご案内

市民相談室では、無料で弁護士や税理士などの専門家による各種相談を行っています。相続の相談などにご利用ください。事前予約制です。

- ▶ **対象者** 多摩市民（相談者が市内在住・在勤・在学の方）
- ▶ **相談場所** 多摩市役所 1階 市民相談室
- ▶ **予約受付開始日** 法律・税務相談は、相談日の1週間前から前日まで
その他の相談は、相談日の属する月の前月初めから前日まで
- ▶ **予約受付時間** 午前8時30分～正午、午後1時～5時（平日のみ）

相談名	相談内容	相談員	相談日	相談時間
法律 ※年度内一人3回まで	相続全般について知りたい、相続人の間で話し合いがつかない、相続人がいない・わからない、相続を放棄したい	弁護士	毎週 月・火・木曜日 (第5を除く)	30分以内
税務 ※年度内一人3回まで	相続税について知りたい	税理士	毎週火曜日 (第5を除く) ※4月～9月は 第1・2・4火曜日	
不動産の相続・贈与等の登記	相続した土地・建物を登記したい	司法書士	毎月 第2・4火曜日	
相続・遺言等 くらしの書類作成	遺産分割協議書の作成方法や手続きについて知りたい	行政書士	毎月 第2・4月曜日	
不動産取引	相続した不動産の売買などについて知りたい	宅地建物 取引士	毎月 第4月曜日	

※相談員の氏名は非公表です。

※相談は秘密厳守です。安心してご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、相談時間・相談方法などが変更になることがあります。

【予約・問い合わせ先】

市民相談室（秘書広報課）

☎ 042-338-6806

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

委任状

代理人指定届出書

多摩市長 殿

代理人

氏名

住所

委任する権限

- 住民票の請求及び取得に関する一切の権限 通数：_____ 通
(世帯全員 / 世帯一部 / 続柄入り / 本籍入り)
- 戸籍の請求及び取得に関する一切の権限
- _____の身分証明書の請求及び取得に関する一切の権限
- その他 _____

(具体的かつ明確に記入してください)

委任者

氏名 (必ず自署)

印

※自署捺印のない委任状は、無効ですのでご注意ください。

住所

生年月日

電話番号

令和 年 月 日

キリトリ線

発行 多摩市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年1月

